

## 施設整備計画

都道府県名	佐賀県
市町村名	太良町

- 1 計画名称      太良町公立学校等施設整備計画
- 2 計画作成主体      太良町
- 3 計画期間      平成    23    年度    ～                      平成    25    年度

4 域内の公立の義務教育諸学校等施設の整備状況について

①保有校数及び耐震化の状況等(H25.4.1現在)

保有校等	域内全棟数 (a)	(a)のうちS56年以前に建設された棟			
		(b)	耐震診断 実施率	うち耐震性 のある棟	うち耐震性 の無い棟
小学校                      2 校	9 棟	7 棟	100 %	7 棟	0 棟
中学校                      2 校	8 棟	6 棟	100 %	6 棟	0 棟
高等学校                      校	棟	棟	%	棟	棟
特別支援学校                      校	棟	棟	%	棟	棟
幼稚園                      校	棟	棟	%	棟	棟
学校給食施設					
単独校調理場                      箇所					
共同調理場                      1 箇所					
スポーツ施設					
学校水泳プール                      3 箇所					
学校武道場                      1 箇所					
社会体育施設                      0 箇所					

②その他、特記すべき状況・課題

本町の学校施設は昭和56年以前に建築された建物が多く、耐震化に向け平成18年度から3カ年で対象となる校舎、屋内運動場すべての棟の耐震診断を実施した。大浦中学校屋内運動場については老朽化も進み、地域の避難場所にもなっていることから平成19年度に増改築し、また、平成21年度には多良小中屋内運動場をはじめ、大浦小学校特別普通教室棟等7棟の耐震化を終了、更に、平成22年度では多良小学校管理教室棟等2棟の耐震化を終え、残る大浦小学校管理特別教室棟についても平成23年度から平成24年度の2ヶ年事業で全面改築を行い、平成24年度では、すべての棟の耐震化が終了した。

また、校舎以外の学校施設についても利便性の改善や施設の老朽化が著しいことから、平成24年度からの2ヶ年事業で多良中学校屋内運動場及び武道場の増改築を行っているところであり、更に平成26年度からの2ヶ年事業で学校給食施設の改築を計画している。

5 公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する目標について

①地震、津波等の災害に備えるための整備

平成20年度ですべての耐震診断を終え、耐震性が無いことが確認された10棟のうち、地震防災対策特別措置法を適用して、平成21年度に大浦小学校特別普通教室棟等7棟を、平成22年度に多良小学校管理教室棟等2棟の補強工事が完了し、残る大浦小学校管理特別教室棟についても、平成23年度から平成24年度の2ヶ年事業で全面改築を終了し、平成24年度までにすべての棟の耐震化工事が終了した。

(目標耐震化率の設定)

学校区分	耐震性の無い棟		計画期間中に耐震化を図る棟数			耐震化事業実施による耐震化率の目標(%)	
		うち、Is値0.3未満等の棟数		うち補強	うち改築	(現状)	→ (目標)
小学校	1棟	1棟	1棟	棟	1棟	100.0	→ 100.0
中学校	棟	(改築済) 棟	棟	棟	(改築済) 棟		→
高等学校	棟	棟	棟	棟	棟		→
特別支援学校	棟	棟	棟	棟	棟		→
幼稚園	棟	棟	棟	棟	棟		→

②防犯対策など安全性の確保を図る整備

③教育環境の質的な向上を図る整備

全児童生徒が支障なく、安全かつ円滑に学校生活を送り、障害のある児童についても、その種類や程度に応じたきめ細やかな教育が展開できるよう、大浦小学校管理特別教室棟改築事業においては、車いす対応の多目的トイレの設置やスロープ、手摺り等を整備し、バリアフリー化を推進した。

④施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

児童に対する教育活動の中で、図画、工作等の展示や体験的な学習、或いは大小さまざまなグループ学習等にも対応できる多目的スペースとして、大浦小学校管理特別教室棟改築事業ではコミュニティーホールを計画し、多様な学習形態に対応可能な学習スペースの確保を図った。  
また、校舎以外の学校施設についても利便性の改善や施設の老朽化が著しいことから、平成24年度からの2ヶ年事業で多良中学校屋内運動場の増築(⑤)及び武道場の増改築を行っている。

6 5の目標を達成するために必要な整備事業について

※（様式2、3）

7 5の目標に対して行う事後評価について

庁内において5の目標達成度合いについて計測するための指標等を検討し、計画期間経過後に、その策定した指標等に基づき目標の達成度合いを計測し、評価結果等を当町のホームページ等で公表する。